

香川高等専門学校における文部科学省電子入札システムの 運用規程

平成21年10月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）における文部科学省電子入札システムの運用に関してはこの規程の定めるところによる。

(利用規程)

第2条 文部科学省電子入札システム利用規程（発注者用）を準用するものとする。

(運用基準)

第3条 文部科学省電子入札システム運用基準を準用するものとする。

(官職規程)

第4条 本校電子入札システム官職規程によるものとする。

(担当の指定)

第5条 各官職証明書の担当を次のとおりとする。ただし、各担当が、都合により入札に出席ができない場合には、各担当が指名する者に委任することができる。

- 一 契約担当 事務部長
- 二 執行・登録担当 管理課長
- 三 立会担当 管理課財務係長

(適用範囲)

第6条 適用の範囲は、本校における入札（見積合わせを含む。）のうち、以下の事項に該当するものとする。

- 一 予定価格が250万円を超える工事請負契約。
- 二 予定価格が100万円を超える設計・コンサルティング業務。
- 三 契約担当が必要と認めた場合。
- 四 予算の執行にあたり、電子入札への参加が義務づけられている場合。

(事務及び操作)

第7条 電子入札システムに関する事務及び操作については、各担当の指示及び確認に基づき、執行者が指名する者が行うことができるものとする。

(その他)

第8条 その他、運用に関する事項に関しては、第2条及び第3条の範囲内で本校において必要に応じて決定するものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。